

## 王壮武公鑫著「団練説」訳解

目 黒 克 彦  
(史学教室)

### 一

太平天国革命運動の庄役に、清朝政府軍に代って最大の活躍を展開した湘勇は、曾国藩がその創始者であると理解されている。しかしながら、彼が母の喪に服する為に帰郷していた折に、感豊帝の命を承け、長沙において団練結成に着手する事となるが、その前提として、彼の郷里である湘郷県では、咸豊元年より知県朱孫詒と県内の少壮の郷紳によって、団練結成が着手されていたのであり<sup>①</sup>、曾国藩はこの湘郷県の団練を基礎とし、又湘郷の郷紳を協力者とする事によって、はじめて彼の湘勇を組織し得たと言うべきであろう。

曾国藩の湘勇組織化の前提として、前段階において一定程度の団練結成が為されていた事と共に、曾国藩に連なる湘郷県及び近隣の郷紳との交際の存在が大きな意味を持っている事も見逃せない事実である。湘郷の羅沢南・劉蓉、湘陰の郭嵩燾、新寧の江忠源等とは以前より交際が有り、かかる人脈が湘勇の組織化に大きな役割を果している。これら湘勇組織化の中での人脈関係については稿を改めて検討したいと考えている。

所でこうした人々より十歳前後若い、当時二十代の少壮の郷紳であった王鑫は、羅沢南に師事する生員であったが、朱孫詒の団練結

成に参加し、更に湘勇へと発展していく中で、一武将として曾国藩の指揮下に在り、湖南・湖北・広東・広西・江西を転戦し、前半期の湘勇を支えた一人である。彼はこの転戦の過程で、各地において該地の団練結成を指導しており、その論文・示文は、「王壮武公遺集」に収められている。彼は湘郷において、自らも中心となって行った団練結成の体験をもとに、その普及・拡充を図った人物と言える。その団練結成を促す事を目的として、彼は「団練説」なる一文を著わしており、これも先の「遺集」に収録されている。ここでは後に見る如く、一般大衆と郷紳とに対して、各々に団練結成の必要性・有効性を強調し、速かなる結成を訴えており、当時の郷紳の情勢認識の在り方や、如何に農民を体制内に組み込み、彼らを体制擁護勢力として組織していこうとしていたのか等を知る上で、一つの貴重な史料を提供するものであると考える。

以下は著者王鑫についての若干の紹介を行った上で、「団練説」の訳出を試みたものである。

### 二

王鑫、字は璞山、若い時は四顧居士、後に養拙子、返璞山人と号したと言う。諡を壮武公と賜っている<sup>②</sup>。彼は道光五年(1825)湘

郷県に生まれた。この年曾国藩は十五歳であり、翌年には長沙府試に合格している。又曾の弟国荃は前年に誕生している<sup>③</sup>。王鑫の家は、明代永楽期に江西安福県より湘郷に遷居し、以来湘郷に居住し祖父璨は県学の附生となり、「篤厚好施、為郷里所欽重」と記されている。父宗麓は「積学有盛徳」と記されているが、郷紳的地位には位置し得なかったと思われる。男兄弟は三人で鑫はその真中であり、兄の勲は湘勇に参加し、「積功官至布政使銜湖北補用道」となり、弟の開仍も従軍し、後に中書科中書になったと言う。

彼の家の経済状況・階級的位置については明確にし得ないが、先の祖父や父の事績、及び鑫等三人の兄弟を科挙準備に専念させている状況、更に彼が二十歳の折に、水害に見舞われ、「県大水、居家圯没、家益貧困」<sup>④</sup>という状況が知られる。以上の事から在郷の地主的な地位に在り、且つ没落しつつあったと考えられる。

王鑫は二十四才に至って臬学の生員となり、当時湘郷で講学していた羅沢南に師事し、彼を介して、県内外の多くの人々と面識・交際を持つ事となる。羅正鈞の纂に成る「王壮武公年譜」(以上「王年譜」と略称する)に拠れば、この間の交際の有った人物として、易良幹(鑫の妹を娶る)・羅信東・羅鎮南・鍾近衡・近濂兄弟・朱宗程・康景暉(康の長子増琮が鑫の長女を娶る)・羅信北・翁質登・易良翰・李統賓・統宜兄弟・潘伊卿・左枢・楊昌濬(楊の長子鴻度が鑫の三女を娶る)を挙げ、「公智与訂交、以正学相砥礪」という関係であったと言い、又「平時講学、過從之友」として、同じく湘郷の謝邦翰・羅信南・劉蓉・彭洋中・周牧・賀雍・魏万傑・洪長齡、湘潭の王士達・王榮蘭、湘陰の左宗棠(左の子孝同は鑫の四女を娶る)・郭嵩燾、長沙の丁叙忠、寧郷の劉典を挙げている<sup>⑤</sup>。この中の多くは、この後湘勇の武将として活躍し、或いは途中で戦

死し、或いは太平軍鎮定後、督撫等の大官になった人々である。曾国藩とはやはり羅沢南を介して知ったが、その初対面は、恐らく曾の母の服喪の為に帰郷した咸豊二年段階であったと思われる。これらの人間関係は同門・同郷の他に姻戚関係も存在していた点が注目される。曾国藩に在っても、三女が羅沢南の子兆升に、四女が郭嵩燾の子剛基に嫁している。かかる姻戚関係を含む人間関係が湘勇組織化の一つの有力な基礎となっていたと見る事が出来るであろう。

咸豊元年(1851)、広西金田村に挙兵した太平軍の進出の報、及び県境近くにおける会党の蜂起という情勢の中で、湘郷知臬朱孫詒による団練策の展開において、王鑫はその有力な協力者として参加・活動し、湘勇組織の母体とも言うべき湘郷団練の結成に従事した<sup>⑥</sup>。

咸豊二年、太平軍による湖南の省都長沙の包圍攻撃という情勢下の八月二十三日、曾国藩は服喪の為に帰郷した<sup>⑦</sup>。長沙の包圍は十月に至って解かれ、太平軍は北進した。湖南巡撫張亮基は長沙防備の為に湘郷の団勇の出動を要請し、これを承けて羅沢南・王鑫等千人が長沙に赴き、警備の任に当たった。この時に服喪中の曾国藩に対して、団練幫弁の任に当るべき命が下り、郭嵩燾の助言もあってこれを承諾し、長沙へ赴いた。かくして羅・王等の率いる千人の団勇は曾国藩の指揮下に入り、湘勇として活動を開始する事になるのである<sup>⑧</sup>。従って王鑫は湘勇組織化の当初から、その一武将として活動しており、以後咸豊七年八月、江西省樂安において、従軍の過労から病死するまで、湖南はもとより、湖北・広東・広西・江西の各地を転戦し、その間一度大敗北を喫して革職の憂目を見たが、最終的には按察使銜湖北補用道に記名簡放された。(死後布政使銜を追贈された。)

所で王鑫の人物評価として、劉蓉は咸豊二年に次の様に記してい

る。

璞山（王彝）懐忠義之心、有俠烈之風、趨義赴公、不顧利害、其心其志、在敵邑士林中、殆不多得、然才略疏而智慮淺、無輔車以相濟、故嘗力尼其行、然以坐鎮鼎城、統募勇而司訓練、殆無出其右者、計亦必在台端明鑾中矣<sup>⑨</sup>。

即ち忠義心・義侠心にあつかいが、才智の面で見劣りがするとしている。しかし勇丁を募り、訓練を施すという面では抜群の才能を有しているとして、知県朱孫詒に対して彼を適所に用いる様に助言している。従って王彝は生員ではあったが、文人としてよりは武人として優れた能力を有していたと言える。王彝の死後、その生前の活躍を賞讃する伝記が多く記されているが、この劉蓉の観察は冷静に客観的に為されていると見られる。

### 三

王彝の事績を知るに最も適当な史料は、彼の長子詩正が、光緒十八年（1892）に上梓した「王壯武公遺集」である。この「遺集」の巻首目録の後に、王詩正による発刊の経緯についての記述が有る。それに拠れば、王彝は宋元の先儒の説に博覧で、十八才に「四書通義」を著わし<sup>⑩</sup>、又二十五才の時には詩歌等を蒐めた「崇本編」をもした<sup>⑪</sup>が、これらは何れも咸豊四年、岳州における敗戦時に失われたと言う。その後従軍の中に在って四書を著わしている<sup>⑫</sup>。即ち「練勇芻言」「敵法新編」「練勇臆説」「尺一偶存」である。この中で「練勇芻言」は郷勇の宮制・職司・号令・賞罰・練法について、湘勇をモデルとして記したもので、郷勇編成のテキスト的なものと言える。一方「敵法新編」については、

敵法一書、恐流布資賊、当日甚秘之、遂并各書不伝於世、家亦

未有副本、今湘宮各敵図、猶公遺制、而其説已不可復見、惜哉、と記されており、敵側に陣法の漏れるのを防ぐ為に秘中の秘としていた。その為この書は他の二書と共に湮没し伝わっていないと言った。従って王彝自身の著として当時残っていたのは、「練勇芻言」のみであり、「遺集」巻二十三に収められている。

さて王詩正は父彝の死亡時七歳であったが、祖父より父の事績を知らされ、又父が書き残した遺作の刊行を命ぜられていた。しかし詩正自身、長じて左宗棠の輩下に在って甘肅に従軍し、光緒八年（1882）帰郷したが、二年後に清仏戦争が勃発し、フランス軍の台湾上陸に対処する為に台湾に渡るといふ事情から、「遺集」の刊行に着手し得ず、その間に少なからざる著作が失われたと言う。そして光緒十八年（1892）に至り、漸く「王壯武公遺集」二十四巻が刊行される運びになったと言う。かくして王彝の死より「遺集」の刊行まで三十五年近くの歳月の経過が有り、その間に散佚したものが多く有る。特に団練結成や湘勇組織化の時期の著作が皆無に等しい状況にあるのが惜まれる。

さてここに訳出する「団練説」が著わされた経緯について見ると、咸豊七年（1861）春以来江西省内を転戦していた王彝は、擣天侯胡寿階の率いる太平軍が撫州府下樂安県城を占拠し、永豊県を窺うという情勢に在った為、永豊県下の藤田に駐屯し、これと対峙した<sup>⑬</sup>。「壬午譜」に拠れば、閏五月壬辰の項に、

公始為団練説、風諭各属士民、誦者皆感動、

と記し、壬辰即ち十日に「団練説」を作成し、且つその対象は「各属士民」とある如く、特定の地域の住民を対象としたものではないのか如くに記し、続いて、

甲午、大集民団、至者万人、公登台激勸、於是人人自壯争奮、起

願従戦、

と記し、僅か二日後の甲午<sup>11</sup>十二日には民団が結成され、万人を集めて演説し、彼らの志気を鼓舞したと言う。

一方王鑫自身が著した日記に拠れば、閏五月十四日において、

西刻、伝集紳士団丁数千人、設高台公案、剴切開導之、無不鼓舞歎忻、義憤之氣百倍<sup>⑭</sup>、

と記し、永豊県内の紳士・団丁を集め、彼らの志気を鼓舞すべく演説を行ったと言う。そして十九日の項において、

是夜代章合作団練説、頗親切足動聽<sup>⑮</sup>、

と記している事から考えれば、この「団練説」は、永豊県知県章激に代って、一夜にして作成したものであると解される。この二者間の記述の相異については、当然本人の記述である日記の記載に拠るべきであろう。併せて後に訳出する「団練説」の内容からも、その対象は永豊県的一般民衆及び郷紳であった事が知られる。即ち日記の記述から推して、閏五月十四日夕刻、永豊県藤田の駐屯地において、当該地の団丁・郷紳を集め演説を行った。これが好評であった事から、県内の他地域における団練結成を図っていた知県章激は、この演説の文章化を要請し、これを承けてほぼ藤田における演説の内容に沿って文章化したものと考えられる。章知県はこの「団練説」を管内各郷に伝達し、団練結成に起ち上らせようとしたものと思われる。日記に拠れば、六月八日の項に、

巳刻、各団紳士陸統来見、団練大有起色矣、  
と記し、又翌九日の項に、

巳刻、各郷紳士陸統来見、并呈繳團勇名冊、聽候查驗、可見其實力奉行矣、

とあり、更に十三日に、

且喜告成各團呈繳勇冊、因請梅弟點名、已有数千、

二〇

と記しており、二十余日にして県内各郷で団練結成が進み、数千人の団勇を組織し得たと言う。その実数はともかくとして、この「団練説」によって人民を教化・鼓舞し、彼らを体制擁護の立場に立たせるという点で、一定の成果を収め得た事は否定出来ないであろう。従って王鑫の著わした「団練説」は、当時の被支配の人々の心をも動かす、体制側の一員に組み込み得るだけの説得力を持つものであったと言える。そうした点で、当時の被圧迫・被支配の民衆を体制側につなぎ留め、更に体制擁護の尖兵として駆り立てるに一定の力の有った「団練説」の内容を検討する事によって、民衆の意識構造を知る手がかりを得る事が出来ると思われる。又この「団練説」は、後半部分で郷紳を対象として呼びかけている。これは同じく体制擁護勢力であるべき郷紳の内部に、私利私欲の追求に専念し、団練の如き「公益」的事業への関与を回避せんとする部分が存在していた<sup>⑯</sup>事から、かかる消極分子・日和見分子を積極的に行動に起ち上らせるといふ面でも一定の説得力を持ち効果を發揮したと考えられ、郷紳の志向・行動等を理解する上で興味深い史料を提供するものと考えられる。それらの分析は後日稿を改めて検討する事として、小稿では拙い訳解を試みた次第である。誤解・誤訳が懸念される。大方の叱正を乞う次第である。

#### 四

「団練説」

(1)我聞聽、你永豊百姓、都歡喜説来、聽王大人講道理、我就先把這道理兩個字講和、你聽道字、就解作路字、理字就解作履字、履就是行走的、話頭要人人走得的、人人当走的、才叫做大路正路、就安

分守己、忠厚勤儉不犯国法、不害別人、這條路是人人当走的、并是人人走得的、若不走這條大路正路、反聽信長毛、走向邪路、上去奉天主教、爺兒都称兄弟、娘女都称姊妹、悖天理犯国法、姦人婦女、勸人錢財、燒人房屋、擄人壯丁、小孩便是走上死路、万無好処、万無生理、

私は聞いている。お前達永豊の人民は、皆王大人（彝）が「道理」を語るのを喜んで聞きに来たことを。私は先ずこの「道理」の二字について話そう。お前達は「道」という文字を聴けば、すぐに「路」という文字を考え、「理」という文字は「履」という文字を思い浮かべるであろう。「履」とは歩むという事である。つまり人々が歩み得るもの、人々の歩むべきものが、はじめて「大路」「正路」と呼ばれるものである。つまり分に安んじ己れを守り、忠厚勤儉にして国法を犯さず、他人を害さないという事である。この路が人々の歩むべきものであり、又人々の歩み得る路である。もしこの「大路」「正路」を歩まず、長毛（太平軍）を信じて「邪路」を歩み、天主教を奉じ、男を全て兄弟と称し、女は皆姉妹と称し、天の道理に悖り、国法を犯し、人の婦女を姦し、他人の錢財を脅し取り、他人の家屋を焼き、壯丁をとりこにしたりすれば、子供でさえ「死路」を歩むこととなり、決して良い所はないし、決して生存する道理はないのである。

(2) 你們試想、人有君臣父子兄弟夫婦朋友五倫、是天制定的、是大大聖大賢講明的、從古到今、人人缺不得的、今長毛都称兄弟、是五倫丢去了四倫、你看這是甚麼道理也、不要說到他造反也、不要說到他擄掠姦淫、就是這一件事、便是討死的門頭、故喫天主教的、定遭天誅、你們也不待我細說、祇要捫著自己的心頭、想一想就曉得、長毛

講的不是道理、我講的才真是道理、道理兩字、你們聽明白了。

試みに考えてもみなさい。人には君臣・父子・兄弟・夫婦・朋友の五倫というものがあり、これは天の定めたものであり、古の聖賢が詳しく説明しているものである。古より今に至るまで人々の欠く事の出来ないものである。今「長毛」が皆兄弟と呼んでいるのは、五倫の中の四倫を捨て去っているのである。お前達はここにどんな道理が有ると思うか。彼らの所に行き造反しようなどと言ってはいけない。彼らの所に行き、掠奪し姦淫しようなどと言ってはならない。それは死を求める門出である。だから天主教を奉ずる者は必ず天誅に遭うのである。お前達は私が詳しく説明するまでもなく、自分の胸に手をあてて考えれば、すぐにわかる事である。「長毛」の言うのは道理ではなく、私の言うのが真の道理である。「道理」の二字についてはもうはつきりとわかったであろう。

(3) 再和你講團練、團是團攏一氣、你我相救、生死相顧、纔叫做團練是練器械練武芸練陣法、究竟練胆、更為要緊、而練胆先要練心、胆有大有小、心卻是一個樣、祇要你們心裏明白了你定能殺賊、賊定不能害你的道理、這個胆自然大了。

次にお前達に「團練」について話そう。「團」とは皆が一つに心を合せ、お前と私が助けあい、生死を互いに気かけるといふ事が出来てはじめて「團」と言うのである。「練」とは、武器の操作を訓練し、武芸を訓練し、陣法を習う事である。結局は胆を鍛練する事が最も重要であり、胆を練るには、先ず心を鍛練しなければならぬ。胆には大小が有るが、心は皆一様である。ただお前達が心の中で、必ず賊を殺す事が出来、賊は決してお前達を害する事は出来ないう道理をはっきり理解すれば、その胆は自然に大きくなる

のである。

(4) 怎麼說你定能殺賊、賊定不能害你、這道理我詳細說明、你聽、你們子子孫孫都不要忘記了、自古以來、幾多造反的、不久總要消滅、皆因他這般無賴小人、罪惡貫盈、天不容他、又見平日在家聽信邪教、當賊當痞不忠不孝、國法也難收拾這些、故使他自尋死路、造起反來、又因人心不古、富者不仁、貧者無恥、奸巧詐偽、奢華放蕩、特借這班反賊的手以報復、他兩下湊成、就有這一個大劫數、故你們祇要打定一個主意、作好百姓、寧死不肯從賊、

何故お前達が必ず賊を殺す事が出来、賊は決してお前達を害する事が出来ないと言えるのか、その道理を詳しく説明しよう。それを聞いたなら、お前達の子子孫孫まで決して忘れてはならない。古より以来、幾多の反乱が有ったが、久しからずして全て消滅してしまつた。それは全てこの輩が無頼の小人で罪惡が満ち溢れ、天が彼らを許さなかつた為である。又平日家に在って邪教を信じ、賊となりごろつきとなり、不忠不孝の有様を見れば、國法でもこうした輩を救い出す事は困難であり、故に自ら死路を求めさせ、反乱を起させるのである。又人心は輕薄である為に、富者は仁徳がなく、貧者は恥を知らず、惡賢しく詐偽を働き、奢侈放蕩を極めようとするれば、ただこうした反賊の手を借りて報復しようとする。この両者が集まると大きな禍いをもたらすのである。従つてお前達はただ、一つの考えをしっかり持ち、良好な人民とならねばならず、死んでも賊に従う事を肯んじてはならない。

(5) 天就看顧你保護你、他賊子就快遭天誅了、况且講団練、你們先占了多少便宜、賊子万無生理、我有飯喫、賊儘餓肚、我是坐家幾多方

便、賊是行客幾多為難、我团上人盡是同鄉共井、天生的兄弟父子兵、賊的人多是強擄湊數、中間就有幾個老賊也、是一人一條心、我們生長這地方、任甚麼路徑我熟習、賊來生疏地方、東撞西走、進退盡是死路、這樣比較起來、何止賊子万不及你団練、就是官兵也沒有団練占得許多便宜、

天はお前達を見、お前達を護っているのである。彼の賊は速かに天誅に遭うであろう。まして団練を行なえば、お前達は多くの便宜を持つ事となり、賊は決して生きられる道理はない。我々には食べる物が有るが、賊は食物が尽きて飢えてしまふ。我々は家に坐して多くの便宜を持つが、賊はよそ者であり、多くの困難が有る。我が団の人は全て同郷共井であり、生れながらの兄弟父子の兵である。賊の人の多くは捕えられて集められた者であり、中に幾人かの「老賊」がいても、一人一人の心はバラバラである。我々はここで生れ育ち、どんな小徑も良く知っているが、賊はこの地方に疎い為に、方々にぶつかりながら逃れても、進むも退くも尽く死の路である。この様に比較すれば、賊は決してお前達の団練に及ばないだけでなく、官兵でさえも団練の様に多くの便宜を占める事は出来ないのである。

(6) 不料你們百姓自己不想、総説怕賊、総説団練学不得官兵会打仗、豈不可笑、豈不可恨、賊匪万不能勝団練、你們又明白了官軍不及団練、怕你們總不相信其美、我并不欺哄你百姓、你們且聽我說、你們只因前此聽說我的勇会打仗、昨初十二、在此地兩仗、又親見千多湘勇、并不聞開放槍礮、就打败了幾万賊子、殺了他幾千人、追了他幾十里、我們并不傷一人、

はからずもお前達人民は、皆賊が怕いと言ひ、団練は官兵の様に

戦斗を学ぶ事が出来ないと言う。どうして笑わずにおれようか。どうして恨まずにおれようか。賊匪は決して団練に勝つ事は出来ないのである。お前達は又官軍が団練に及ばない事をはっきり知っていないながら、お前達が皆自己の実力を信じないのを恐れるのである。私は決してお前達を欺き偽る事はしない。お前達はその上私の話を聞いている。お前達は先に、私の勇丁が過る十日十二日に、この地での二度の戦いで、戦斗を行ひ得た事を聞いており、又千以上の湘勇が銃砲を放つ音を聞かないうちに幾万の賊を打敗り、幾千人を殺し幾十里もの遠きに追ひ払い、我々は一人も傷つかなかつた事を親しく見ているであろう。

(7) 祇説我湘勇是天上降下来的一班、那晓得我在湘郷当秀才也、祇曉讀書作文、我湘勇在家当百姓也、祇曉耕田種土、不過、因得祖宗以来、受了大清国二百多年的大恩大德、忽然曉得長毛造反、又害百姓、幾莖頭髮都豎起了、幾個牙齒都齧碎了、大家齊心議事、举出公正団総、聽他号令、湊了些小公費、練出多少壯丁、發個誓願、総要殺盡長毛、長毛就不敢到湘郷、官府知道、就招我們湘勇、打湖南各県各府的賊也、湖南的賊都打盡了、就教打広西広東湖北江西的賊也、人は我が湘勇は天上より降下して来た一部隊であると言う。人人はどうして知らうか。私は湘郷では秀才(生員)であり、讀書・作文を知っているだけであり、我が湘勇も家に在っては農民であり、ただ耕田種土を知るのみであった。しかし祖宗以来、大清国より二百年余の大恩大德を受けている為、突然「長毛賊」が反乱を起し、人民を害している事を聞き、全ての頭髮が逆立ち、齒がみして口惜しがった。人々は心を合せて相談し、公正な団総を選出し、彼の号令を聴き、幾ばくかの公費を集め、若干の壯丁を訓練した。皆は必

ず「長毛」を殺し尽す事を誓った。「長毛」は遂に敢えて湘郷にはやって来なかつたのである。官府は湘郷の団練結成を知ると、すぐに我々湘勇を招き、湖南の各府県の賊を攻撃させ、湖南の賊が全て打ち尽されると、広西・広東・湖北・江西の賊を攻撃させたという事を。

(8) 不是為名為利、不過是不服、這口氣、這口氣是天地間正氣、我們你們人人皆有、不過你們的自己未發出來、若照我們的發出來、便是人人有万夫不当之勇、何止自保地方、何愁不及我湘勇、況且我們湘勇器械也止是這樣、武芸也止是這樣、陣法也止是這樣、就是這個心胆也止是這樣、不過站得脚住捨得命拌、傷了一個那些人、愈加著起勁來、死了一個那些人、愈加捨起死來、故此常打勝仗、這個事你們有甚麼難學、

名譽の為でも利益の為でもない。彼らに服従したくないにすぎないのである。この口吻、この口吻こそは天地の間の正氣であり、我々もお前達も皆抱いているものである。しかしお前達は未だ自身の正氣を發揮していません。もし我々が發揮した様にするならば、人々は万人も当るべからざる勇氣を持つ事が出来、どうして自らの地を守るだけにとどまらうか。どうして我が湘勇には及ばないと愁える事があるか。まして我々湘勇の武器はただこの様なものであり、武芸もまたこの様なものであり、陣法もこの様であり、各人の心胆もこの様である。ただ命を捨てる事を惜まず、一人でも多くの賊を傷つけようとする立場に立っているに過ぎない。力を加え一人でも多くの賊を殺せば殺す程、ますます命を捨てて起ち上る事となるのである。故に常に勝利を収めるのである。この事をお前達はどうして学び得ない事があるか。

(9) 止是官兵真有幾宗事學不得團練、飯食學不得團練方便、探信學不得團練的確、路徑學不得團練熟習出門半時、難學不得團練在家千日、好傷了的病了的、調養也難、替換也難、學不得團練幾千幾萬人要攏來、就攏來了、要回去、就回去了、你們牢計、你們細想、看我說的話是欺哄你們的、不(以下十一字欠字)

ただ官兵には團練に真似出来ない事が幾つか有る。飯食は團練の便利さに真似出来ない。情報収集も團練の確實さに真似出来ない。道路事情について、團練の門を出て半時の地の習熟さには真似出来ない。團練が家に在って千日も傷や病いを癒す事が出来るのを真似しにくい。官兵は休養を取る事も難しいし、交替も困難である。團練の様に、幾千幾万人が集まらねばならない時にはすぐに集まり帰らねばならない時にはすぐ帰る得るといふ真似は出来ない。お前達はしっかり検討し細かく考え、私の言う話がお前達を欺いていると思うなら、(以下不詳)

(10) 團練這樣可靠、何故也有靠不住的、她我仔細看来、并不是團練靠不住、迺是不認真辦事、有名無实的、原故其美、皆由愛占小便宜、以致喫了大虧、如出銅錢一文難、捨出人力一工難、拋自己說占了便宜、那曉得一個占便宜、個個都想占便宜、人心便不齊了、團練便不成了、應出的銅錢不出、到賊來、勒貢勒贖、鈔家費焚房屋、東搬西逃、性命難保、而銀錢喫大虧了、應出的人力不出、到賊來、婦女被賊姦淫、老羸被賊吊拷、小兒被賊強擄、甚或壯丁被賊煽誘威逼、當敵火受刀箭、負賊惡名而死、想作個清白的、鬼也不能得、而人力喫大虧了、你們試捫心思想、值也不值、

團練はこの様に頼りに出来るのである。何故またあてにならない

ことが有ろうか。私の詳細な観察に拠れば、團練が頼りにならないのではなく、まじめに取組まず、有名無実となった為である。その實際をたずねると、皆小さな利益を占めようとして大損をする事となった為である。もし銅錢一文を出す事をしぶり、人力一工を出す事をしぶり、自分の考えを言いたてて、利益を占めようとするならば、それは明らかに一人が利益を占めようとするものであり、人々も皆利益を占めようと思い、人心がまとまらなくなり、團練も成功を収めなくなるのである。出すべき銅錢を出さなければ、賊がやって来た時、貢納や贖納を強要され、家財を没収され、家屋を焼かれてしまい、東へ西へと逃亡しなければならず、生命も保ち難く、しかも銀錢を全て失ってしまうのである。出すべき人力を出さないと賊が襲来した時、婦女は賊に姦淫され、老人は賊につるされて殴られ、子供も賊に捕えられる。甚しい場合は壮丁が賊に煽動誘惑され或いは脅されて砲火に当り、刀箭を受け、賊の汚名を負って死ぬ事となるのである。汚れなく過そうとしても、亡霊でも出来ない事である。人力も大いに欠損してしまうのである。お前達は胸に手を当てて、割に合う事かどうか、試みに考えてみなさい。

(11) 又有一班受賊愚哄、有說不團練的、就不受害、有說借路經過、并不騷擾、不知賊子怕硬不怕軟、知威不知恩、今日不害你、明日更害得你深、這次不擾你、下次更擾得你苦、不待我說、你們見得多了、又一群の賊の愚弄を蒙り、團練を行なわなければ害を受ける事はないと言ひ、賊は単に路を借りて通過するだけであり、騷擾する事はなほないと言ひ者が有る。この人達は賊が硬を恐れて軟を恐れず、威嚇を知るも恩を知らない輩である事を知らないのである。今日お前を害さなくとも、明日にはより深く害するのであり、今回騒がす事



がなくとも、次の回には更にひどくお前を騒がすのである。私が言うまでもなく、お前達は多くの事実を見る事が出来たはずである。

⑫又有一班、原先也練團因辦得不好、敗了一陣、就不再辦的、有原先并未練團、經賊數次、人財兩窮、就說不能辦的、不知、前比喫虧皆因辦得不好、以後便加勁辦好起來、就是若道地方、苦了難得辦團、那曉得賊子怕你團、并不怕你、苦辦了團、纔免得再喫苦、不辦團直苦到、產盡人絕、纔算況且辦團的苦、万不比遭賊的苦、你們怎麼不肯喫小虧、反自討大虧來喫、

又以前の團練結成に際して、その方法のまずさから、一戦して敗北してしまい、再び團練を結成しようとしないうもの、以前にも團練を結成せず、賊に数回襲われ、人・財共に窮乏し、結成し得ないと言う一群が有る。先の失敗は全てやり方がまずかった為であるという事を知らないのである。今後は力を入れてうまく行なえば、團練は本来の道の如くなるのである。團練結成の困難さに苦しんでいるが、明らかなのは賊はお前達の団を恐れており、お前達を恐れているのではないのである。苦しんで團練を結成すれば、それにより再び苦しみを味う事を免れるのであり、團練結成をしなければ、ただちに苦しみが襲い、財産は盡き、人も絶えてしまうのである。ちょっと計算しても、團練結成の苦しみは、賊に遭う苦しみに決して比較し得るものではない。お前達はどのようにして小さい出費を肯んぜずして、反って自ら大きな損失を求めめるのか。

⑬我帶兵走了四五省地方也、有先不曾辦團的也、有先曾練團靠不住的、自我過了身、總總不怕賊了、總總不受賊害了、這個是何道理、不過是他們百姓、肯聽我的認真辦團、不惜小費、不惜人力、不信賊

騙、不怕喫苦、大家拿出良心來辦事、就大家保了身家性命、你們仔細細細、把我說的這些道理想、明白牢穩記者、盡力做去、你們的團練、就永遠靠得住了、不要大意、不要大意、

私は兵を帯して四五省を走り回った。以前に團練結成した事のない所も有り、又曾って團練を結成したが、頼りにならなかったものも有る。私が行ってからは、全て賊を恐れず、賊の害を受けなくなつた。これはいかなる道理からなのか。彼ら人民が私のまじめに團練を結成すると言ふ事を聞きわけ、小さな出費を惜まず、人力を惜まず、賊の欺きを信ぜず、苦しみを味わう事を恐れず、皆が良心を發揮してこれに當つたからに過ぎない。だから人々は身家・生命を保ち得たのである。お前達は詳細に私の言うこれらの道理について考へ、はっきり記憶に留め、力を尽して行なえば、お前達の團練は永遠に頼りとなる事が出来るのである。なおざりにしてはならない。

⑭分付畢復呼各邨紳士、近前告之曰、爾紳士均係讀書人、亦知讀書果何為乎、無非講明義理、力体諸身而推以及人也、伊尹耕有莘、范文正公當秀才、便以天下為己任、爾紳士独不能以一邑一鄉為己任耶、數年以來、寇盜橫行、生靈塗炭、即爾紳士之身家、亦岌岌不克保、是直不能以一身一家為己任矣、豈不大可悲哉、

人民に申しつけ終り、更に各村の紳士に呼びかけよう。近づいて語ろう。あなた方紳士は均しく読書人であるが、読書は果して何の為であるのか知っているのだろうか。「義理」を詳しく説明し、努力してこれを身につけ人に推し及ぼす為である。殷の伊尹は莘野に耕す処士であり⑮、北宋の范文正公（仲淹）は秀才であった時に、天下を自己の任務と考へ功績を挙げたのである。あなた方紳士は独り一邑一郷をも己の任とする事が出来ないのだろうか。數年以來寇盜

が横行し、人民は塗炭の苦しみを嘗めている。あなた方紳士の身家も危うく、よく保ち得ないという事は、一身一家をも自己の任務とする事が出来ないという事である。誠に悲しむべき事である。

(5)我在湘鄉辦團、自咸豐元年中秋後起、至十月初而粗成、其時賊在廣西、相去二千里、承平既久、民不知兵、誰知團練二字為何物、我所住地方、民風醇而且懦、不但無械鬪案、即爭訟之事亦少有之、忽聞此議、莫不掩耳而走、兩月之間、竭誠開導、旂幟器械號衣一切辦齊、武芸隊伍陣法一切教熟、非有大家貲也、非有大勢力也、祇恃此一點血誠、不計成敗利鈍、不顧禍福死生、任勞任怨、以成此舉、私の湘郷での団練の結成は、咸豐元年の中秋の後より始め、十月初めに至って略々出来た。その時賊は廣西に在り、相去る事一二千里であり、永く平和に浸っていた為に、民は兵事を知らず、誰が「団練」の二字が何物であるか知っていようか。私の住んでいた地方は、民風が醇良であるが懦弱である為、械鬪の事件がないだけでなく、訴訟沙汰も少ししかなかった。突然団練結成の議を聞き、耳を掩って逃げない者はいなかったのである。しかし二カ月の間、誠意を尽して教え導き、旗幟・武器・軍装も全て整備し、武芸・隊伍・陣法を全て教え習熟させたのは、大家よりの資金が有ったわけではなく、大きな勢力が有ったわけでもない。惟だ一点の血誠を恃みとし、成功・失敗・吉凶を考えず、禍福・生死を顧みず、勞に任じ怨を受けずに任せてこの挙を成したのである。

(6)維時聰明智巧之士、誰不非而笑之、到後來、都許為能公爾忘私、國爾忘家、予謝之曰、何敢當、何敢當、我固祇知愛我身及我父母兄弟妻子也、不過因賊匪鬧事、我但靠我一身一家、必不能保我身家、

所以請諸君子大家、齊心保著身家、方纔保得我的身家、不但此也、將來保湖南也、是保我身家、保別省也、是保我身家、雖云為公、實善於為私、雖云為國、實善於為家、

この時聰明で才智にたけた人は、誰も非としてこれを笑う事はなかった。後になれば皆はきっと公の為に私を忘れ、国の為の家を忘れる事になるだろうと考えたからである。私は彼らに感謝して言った。どうして思い切って出来るのかと。私は固よりただ我が身我が父母・兄弟・妻子を愛しているが、賊が騒擾を起した場合に、単に私の一身一家のみを頼りとしては、決して我が身家を守り得ないという事を知っている。だから皆さんが心を一つにして身家を守る事を請い、それによつてはじめて我が身家も守り得るのである。それだけではない。將來湖南を守る事も我が身家を守る事であり、他省を守る事も又我が身家を守る事なのである。公の為と言っても、実は私の為になる事であり、国の為と言っても、実は家の為になる事なのである。

即今我不敢當諸君子之稱許者、誠以顧私顧家、聖人不廢、諸君子以我為忘私忘家、恐遂以為必忘私、而後可為公、必忘家而後可為國、是強人以所難能、我祇求諸君子、善為私為家耳、他何計焉、我祇求諸君子為私為家、皆如我之善為私為家耳、他何計焉、同人聞之、多為感泣、今為爾紳士述之、想必諒此苦心、以為突然也、

今私は敢えて皆さんの賞讃を得ようとは思わない。誠に私を顧み、家を顧みたとしても、聖人はそれを非とはしない。皆さんは私が私を忘れ、家を忘れよと言う事により、恐らく遂に必ず私を忘れた後に公の為に行う事が出来、家を忘れ、然る後に国事を為す事が出来ると言うのは、人に出来ない事を強いるものであると考えるだろう。

私が皆さんに求めるのは、ただ私の為家の為に行うという事だけであり、他に何の考え方が有ろうか。私が皆さんに私の為家の為に行う事を求めるのは、単に私が私の為家の為に行つた様にするという事だけであり、他に何の考えがあるか。同志はこれを聞き、感動して涙を流したのである。今あなた方紳士の為にこれを語り、必ずこの苦心を諒とし、同意していただけるでしょう。

⑧士為四民之首、爾紳士儼列措紳、不僅団練当辦、尤以挽回人心風俗為急、未有人心正風俗純、而団練無實際者、不然、縦練得好看、亦是虛文、孟子曰、人人親其親、長其長、而天下平、果能如此、則無賊可打矣、又曰、修其孝弟忠信、以事父兄長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵、余謂、果能如此撻秦楚之堅甲利兵、尚須制梃、若以忠義之民、驅此悖逆烏合之逆賊、止須奮拳擊之、大声叱之足矣、士は四民の首である。あなた方紳士はおごそかにも措紳に列し、団練の結成に当るべきのみならず、人心・風俗を挽回する事を急務としなければならぬ。人心が正しく、風俗が純朴であり、しかも団練が実効を挙げ得ないという事はない。そうでなければたとえ団練がうまくいっているかを見えても、実際には虚文となつてゐるのである。孟子曰く、「人々はその親を親とし、其の長を長とし、而して天下は平かなり」<sup>⑧</sup>と。本当にこの様であれば、打ち滅ぼすべき賊もいなくなるであらう。又曰く、「其の孝弟忠信を修め、以つて其の父兄・長上に事えしめば、梃をとりて以つて秦・楚の堅甲利兵を撻たしむべし」<sup>⑨</sup>と。私が思うに、果してこの様であつても、秦・楚の堅甲利兵を撻つには、尚梃を制らねばならないのである。もし忠義の民を用いて、この道義にもとり逆う烏合の賊を驅逐しようとするには、ただ拳を振り上げてこれを殴り、大声で叱責すれば

足りるのである。

⑨特患爾紳士以吾言為迂闊耳、誠能實力奉行、砥礪廉隅、大伸正氣、以身作則、而又每三五日一次、在本都本郷、伝齊団衆、勉以忠直、激其義憤、每次宣講聖諭広訓一二條、使吾民咸知孝弟忠信礼義廉恥之不可缺一、正道昌明、邪教自無從而入、此団練最要最急之務、至派費出丁、制器習技、選鋒教隊諸事、爾紳士自能因地制宜、妥議章程、無事余之贅言也、

ただあなた方紳士が私の言を迂遠なものと考え、事を心配する。本当に力を尽して実施し、研鑽を積み、品行方正にして節操を高くし、大いに正気を伸張し、身を以つて手本を示す。又三・五の日に一回、本都本郷で団衆を呼び集め、忠直に努めさせ、彼らの義憤をかきたて、毎回「聖諭広訓」の一二条を宣講し、我が民に孝悌・忠信・礼義・廉恥の一つをも欠き得ない事を知らしめれば、正道は益々明らかとなり、邪教も自から入りこむ隙もなくなるのである。これが団練の最も重要な最も緊急なる務めである。経費の徴収、勇丁の派出、武器の製造、武芸の習熟、前衛の選択、隊伍の訓練の諸事については、あなた方紳士が自らその土地の状況に就き、より良い方法を作り、章程を定めよ。それ以外の贅言は不要である。

(昭和56年9月1日受理)

註

① 拙稿「成豊初期団練の成立について——湘勇の母体としての湘郷県の場合——」(『集刊東洋学』四六号、一九八一年十月発行) 参照。

② 「王壯武公年譜」参照。以後王龔の事績について、特に断わらない限り、「王年譜」に拠る。

- ③ 「曾文正公全集」所収の『曾文正公年譜』（以下「曾年譜」と略称）卷一参照。
- ④ 「王年譜」道光二十四年の項。
- ⑤ 同前、道光二十八年の項。
- ⑥ 前掲拙稿参照。
- ⑦ 「曾年譜」卷一参照。
- ⑧ 「曾文正公全集」文集、卷四、「湘鄉昭忠祠記」参照。
- ⑨ 劉蓉「養晦堂文集」卷五、「復朱石翹邑宰書」参照。
- ⑩ 「王年譜」道光二十二年の項に、「著四書通義」とある。
- ⑪ 同前、道光二十九年の項に、「著有崇本編」とある。
- ⑫ 「王遺集」卷首目錄参照。以下「王遺集」刊行の経緯については特に断らない場合はこれに拠る。
- ⑬ 「王年譜」咸豐七年五月の項参照。
- ⑭⑮ 「王遺集」卷二十一、日記三、咸豐丁巳日記参照。
- ⑯ 前掲拙稿参照。
- ⑰ 「史記」卷三、「殷本紀第三」に拠る。筑摩書房刊の小竹文夫・小竹武夫訳「史記」に拠れば、「一説には、伊尹は民間の処士で、湯が人をやつて招聘しようとしたが、なかなか応えず、使者が五たび往復してやっと腰をあげ、湯に素王と九王の事績を説いたので、湯を用いて國政を任すようになつたと言われる。」とある。
- ⑱ 「孟子」卷第七「離婁章句上」に「孟子曰、道在邇而求諸遠、事在易而求諸難、人人親其親長其長而天下平、」とある。岩波文庫版、小林勝人訳注に拠れば、「孟子がいわれた。『人の（ふみ行なうべき）道はいたつて手近かなところにあるのに、人はこれを高遠なところにさがし求めている。また、人のなすべき事はきわめて容易なことなのに、人はこれをわざわざ難かしいものとして考えている。（どちらも甚だしい思い違いだが）実は各人がみな自分の親を親として尊び、長者を長者として敬いさえすれば、（すなわち孝悌の道さえつくせば）天下はおのずから泰平に治まるのだ。（これほど手近かな、たやすい事はあるまい）。』」と訳している。

⑲ 「孟子」卷第一「梁惠王章句上」に「王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕易耨、壯者以暇日、脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵矣、」とあり、同前訳注に拠れば、「王様がもし仁政を行なつて、刑罰を軽くし、税金の取り立てを少なくし、田地をば深く耕して草取りも早めにさせ、若者には農事のひまひまに孝悌忠信の徳を教えこみ、家庭ではよく父兄につかえ、社会ではよく目上につかえるようにさせたならば、一旦ことあるときには（武器などなくて）ただ棍棒だけでも、堅固な甲冑・鋭利な武器で身を固めた秦や楚の精銳をもうちひしぐことができましよう。」と訳している。

（一九八一年八月三十一日脱稿）